

# 人権尊重のまち米子市をつくる条例

近年、インターネット上での誹謗中傷やさまざまなハラスメントなどの新たな課題、社会情勢の変化や価値観の多様化により、人権問題が複雑化しています。そんな中、米子市では、人権侵害のないみんなが人権を尊重し合うまちづくりをより一層推進するため、\*「人権尊重のまち米子市をつくる条例」が施行されました。(令和8年4月1日施行)

\*「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を全部改正しました。

条例には、人権侵害のない、みんながお互いの人権を尊重し合うまちづくりには、何が必要かを定めています。



## 基本理念

- ① 一人一人がお互いを個人として尊重し合うこと
- ② 誰もが多様な生き方や価値観を認め合うこと
- ③ 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み、支え合うこと

## = みんなで守ること =

誰もが人権侵害をする側にもされる側にもなる可能性があることを認識し、人権に関する理解を深めるとともに、人権侵害を助長する行為をしないようにします。

職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、部落差別をはじめ人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、病気、職業その他の事由を理由とする人権侵害行為(インターネットを通じて行うものを含む)をしません。

《人権侵害行為とは》

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ及び虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

誰もが真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる人権侵害の解消及び防止に取り組みます。

## 『人権相談窓口』を設置しました

相談された人に寄り添いながら解決方法を検討、支援します 【人権相談専用電話】 0859-23-5476

条例全文はこちらから



米子市総合政策部人権・男女共同参画課

〒638-0811 米子市錦町一丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター ふれあいの里

【電話】0859-23-5251 23-5415 【FAX】0859-37-3184

【E-mail】jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp